

福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託
の受託事業者募集要項

令和6年8月21日

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

目次

1	公募案件	1
2	応募資格要件	1
3	委託条件	2
4	公募スケジュール	4
5	募集要項の配布	4
6	業務委託内容等の質疑及び回答	4
7	提案書等の提出及び受付	4
8	質疑応答・聞き取り	5
9	審査及び最優秀提案者の決定	5
10	契約	6
11	提供資料	6
12	その他	6
13	お問い合わせ先	6

様式

様式1	応募申込書兼販売手数料率及び最低年間保証額提案書	7
様式2	設置運營業務委託の体制等について	8
様式3	設置する自動販売機の特色等について	9

別冊

提供資料

- (1) 自動販売機設置状況一覧表
- (2) 令和5年度自動販売機設置箇所別月別売上本数
- (3) グリッピーデザイン
- (4) 緑化普及啓発ステッカー
- (5) 福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託仕様書
- (6) 福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託要領

福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託 の受託事業者募集要項

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）は、公園等施設利用者の便益施設として自動販売機を設置するにあたり、自動販売機の設置運營業務を行う福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託（以下「業務委託」という。）の受託事業者（以下「受注者」という。）を公募しますので、公募に参加される方（以下「応募者」という。）はこの募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、応募申込書兼販売手数料率及び最低年間保証額提案書等の必要書類（以下「提案書等」という。）を提出してください。

1 公募案件

- (1) 委託業務名 福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託
- (2) 履行場所 福岡市内一円
- (3) 設置箇所等 81箇所 252.82㎡（217台）*令和6年8月21日時点

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- ② 国税及び地方税の滞納がないこと
- ③ 現に自動販売機の設置運營業務を行っており、3年以上の実績を有していること
- ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、契約締結時に許認可等の免許を有する見込みがあること
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員（以下「暴力団員」という）でないこと
- ⑥ 福岡市暴力団排除条例第6条（平成22年条例第30号）に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと
- ⑧ 福岡市が実施した自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後もしくは使用許可又は賃貸借契約後、正当な理由なく辞退し、使用許可の取消又は賃貸借契約の解除をされてから2年を経過しない者でないこと
- ⑨ 協会が設定する下記の最低年間保証額以上の額を提案できること

最低年間保証額 7,000万円

- ⑩ 契約保証金を契約締結の日までに納入できること
契約保証金の額は、協会が令和7年度当初に福岡市へ支払う業務委託に必要な公園施設設置等使用料（1㎡あたり年間10,800円）及び公園施設設置許可申請手数料（申請時に1公園あたり6,200円）の合計額と同額で、契約期間満了時には返還します。

3 委託条件

(1) 販売手数料の納入及び販売報告

毎月の売上額に受注者が提案した販売手数料率を乗じて得た額を販売手数料として翌月の15日までに納入していただきます。

また、自動販売機1台ごとに販売価格別の販売本数、売上金額等を設置箇所別に集計した販売報告書を各月の業務完了後速やかに提出していただきます。(販売報告書の様式や提出方法等の詳細については協会と協議してください。)

(2) 最低年間保証額

最低年間保証額は、売上額の多寡にかかわらず販売手数料を保証するもので、前号の「(1) 販売手数料の納入」で得た毎月の販売手数料の年間合計額が、受注者が提案した最低年間保証額に満たなかった場合は、その差額を追加して納入していただきます。

(3) 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

ただし、協会又は受注者から異議申し出がない場合は、令和12年3月31日まで更新することができます。

(4) 自動販売機の設置

- ① 自動販売機は省エネタイプの機種を設置してください。(設置箇所、設置面積等は、別冊の「提供資料(1) 自動販売機設置状況一覧表」に記載しています。) また、設置する自動販売機の型式、寸法及び設置方法等について、電源引込柱や配線図、設置平面図等にカタログを添付のうえ事前に協会の承諾を得なければなりません。
- ② 自動販売機のデザインは、すべて現在設置しているものと同様、グリップデザインとしてください。(グリップデザインは「提供資料(3)」に例を記載しています。)
- ③ 自動販売機の照明は、すべてLED照明としてください。
- ④ 屋内に設置する自動販売機は、ユニバーサルデザインとしてください。(屋内に設置している自動販売機は「提供資料(1)」に記載しています。)
- ⑤ 業務委託の履行場所内で公募箇所以外の箇所に自動販売機を設置する必要があるときは、受注者に追加して設置していただきます。また、福岡市の再整備計画等の進捗により、撤去要請等があった場合は、撤去もしくは移設していただきます。
- ⑥ 設置・撤去等については、調整・協議の上、日程等を決定します。

(5) 電気料金等

電気料金は、受注者の負担とします。原則として、電源は受注者が直接電気事業者と契約してください。(電源の引込柱等は現在設置している仕様と同等品以上のものとしてください。)ただし、協会または指定管理者等に電気料金相当額を支払う公園等もありますので「提供資料(1)」を参照ください。

(6) 費用の負担区分

自動販売機又は電源の引き込み柱の設置及び撤去に要した工事費、移転費や電気料

金等の業務委託の遂行に必要な一切の費用は受注者の負担とします。
前受注者が設置している電源の引込柱等を引き継ぐ場合は、前受注者との2者で、協議により、相当額を負担の上、引き継ぐことは可能です。
なお、設置や移設等に伴い福岡市へ支払う公園施設設置等使用料及び公園施設設置許可申請手数料は協会が負担します。

(7) 販売品目等

販売品目は、缶またはペットボトル等の密閉式の容器入りのものとし、自動販売機を複数台設置する箇所には複数メーカーの品目を販売してください。(酒類の販売や、標準小売価格を上回る価格での販売はできません。)

また、販売品目及び販売価格等については事前に協会の承諾を得なければなりません。なお、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、契約期間中、継続的に効力を有する必要があります。

(8) 運営責任及び業務報告

受注者は、業務の履行にあたっては、特に以下の各号に留意し利用者が快適に利用できるよう業務方法や言葉遣い等に配慮し常に真心を持って丁寧な接しなればなりません。また、毎月の業務完了後速やかに空き容器回収や清掃状況等についての業務報告書を提出しなければなりません。(業務報告書の様式や提出方法等の詳細については協会と協議すること。)

- ① 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、受注者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理・補充を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、空き容器の回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、受注者の責任で適切に回収・処分すること。また、回収にあたっては、自動販売機及びその周辺の清掃を行うこと。(最低限週1回は必ず実施すること。)
特に、公園管理者等から速やかな回収指示があったときは即時対応すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機の事故、故障、問い合わせ並びに苦情等については、受注者の責任において対応すること。また、受注者や緊急時の連絡先を自動販売機本体前面のわかりやすい場所にはっきり掲示すること。(通話料は受注者の負担とすること。)
なお、事故等発生時は直ちに必要な処置を講ずるとともに、速やかに協会に報告すること。苦情対応については、具体的に提案してください。

(9) 共通ステッカーの貼付

すべての自動販売機には、次のステッカーを貼付してください。なお、ステッカーの型式や貼付内容等の詳細については、協会と受注者が協議のうえ決定します。

- ① 所在地表示ステッカー
- ② 緑化普及啓発ステッカー(「提供資料(4)」に例を記載しています。)

(10) その他

業務委託の履行にあたっては、本募集要項に定めるもののほか、協会制定の福岡市公園等施設内自動販売機設置運営業務委託仕様書その他関係法令の定めるところによります。

4 公募スケジュール

内 容	日 程
募集要項配布	令和6年8月30日(金)～令和6年9月27日(金)
質問受付	令和6年8月30日(金)～令和6年9月27日(金)
質問回答	令和6年9月より随時HPにアップ
提案書等の受付	令和6年10月4日(金)～令和6年10月15日(火)
質疑応答・聞き取り等	令和6年10月下旬予定
最優秀提案者の決定	令和6年11月中旬以降

5 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和6年8月30日(金)～令和6年9月27日(金) (土・日・祝日を除く)

(2) 配布時間

午前9時30分～午後5時 (正午～午後1時を除く)

(3) 配布場所

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 総務課
(福岡市中央区小笹5丁目1番1号 福岡市植物園緑の情報館2階)

(4) インターネット

協会ホームページ(<https://www.midorimachi.jp>)からもダウンロードできます。

6 業務委託内容等の質問及び回答

(1) 業務委託内容等について質問がある場合は、質問書を当協会総務課に持参もしくは事前連絡の上、郵送してください。

(2) 質問書の様式は自由、ただし、委託業務名、会社名、代表者名、代表者印、電話番号及び提出日を必ず記載してください。

(3) 受付期間・時間

令和6年8月30日(金)～令和6年9月27日(金) (土・日・祝日を除く)
午前9時30分～午後5時 (正午～午後1時を除く)

(4) 回答予定日

令和6年9月以降、協会HPにて随時回答します。
なお、回答後の質問は受け付けません。

7 提案書等の提出及び受付

(1) 提出期間等

① 提出期間 令和6年10月4日(金)～令和6年10月15日(火) (土・日・祝を除く)

② 提出時間 午前9時30分～午後5時 (正午～午後1時を除く)

③ 提出場所 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 総務課
(福岡市中央区小笹5丁目1番1号 福岡市植物園緑の情報館2階)

④ その他 提案書等の提出は、提出場所へ持参してください。
郵送またはメールによる受付は行いません。

(2) 提案書等 (証明書類は発行日から3か月以内のもの)

① 応募申込書兼販売手数料率及び最低年間保証額提案書 (記載様式は様式1)

〔証明書類等〕

- ・ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書
 - ・ 会社概要
 - ・ 直近の決算書
 - ・ 登記事項証明書等の証明書類を添付
 - ・ 役員名簿（この情報は、暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。）
- ② 設置運營業務委託の体制等について（記載様式は様式2とする。）
- ③ 設置する自動販売機の特色等について（記載様式は様式3とする。）

（3）提案書等作成にあたっての留意事項

公正な評価実施のため、②及び③の書類には企業名がわかる表現を使用しないでください。

なお、記載項目ごとの留意事項は以下のとおりです。

記載項目	内容に関する留意事項
① 応募申込書兼販売手数料率及び最低年間保証額提案書	○販売手数料率及び最低年間保証額を提案してください。 ○記載様式は様式1とする。
② 設置運營業務委託の体制等について	○自動販売機の設置スケジュール・空き容器回収・問い合わせや苦情への対応・事故や盗難への対応・商品補充などの販売管理や売上報告等の管理体制について具体的に記載してください。 ○記載様式は様式2とする。
③ 設置する自動販売機の特色等について	○設置予定の自動販売機の機能、特色等について具体的に記載してください。 ○記載様式は様式3とする。

（4）提案書等の作成要領

- ① 提案書等は、A4縦または横書きとし、12ポイントで、合計10枚（表・イラスト等も含む。カタログは除く。）以内にまとめてください。（両面使用不可）
- ② 提案書等は、まとめて左綴じしたものを10部提出してください。

8 質疑応答・聞き取り

令和6年10月下旬頃、審査委員による質疑応答・聞き取り等を行います。

9 審査及び最優秀提案者の決定

（1）審査委員会

本案件の提案書等の審査は、協会が設置する便益施設受託事業者公募審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行います。

（2）審査項目及び基準

提案書等の審査項目及び審査基準は以下のとおりとします。

審査項目	審査基準	配点
① 販売手数料率及び最低年間保証額提案書	協会の収益が見込まれる販売手数料率及び最低年間保証額となっているか。	50
②設置運營業務委託の体制等について	効率的・効果的で責任ある運営が行える体制となっているか。	30
③設置する自動販売機の特徴等について	設置する自動販売機が、地域・社会貢献性、利便性、省エネ対策の機能や特筆すべき特色を備えているか。	20

(3) 最優秀提案者の決定

最優秀提案者は、審査委員会が提案書等をもとに審査を行い、記載内容に沿った業務委託の履行能力等を総合的に勘案して決定します。

また、応募者全員に決定結果を文書で通知します。(決定は、11月中旬以降を予定しています。)

10 契約

福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託の契約は、本案件の最優秀提案者と締結します。

なお、本案件の契約の締結については、協会が本案件にかかる所定の許可を福岡市から得られることが条件となります。

11 提供資料

- (1) 自動販売機設置状況一覧表
- (2) 令和5年度自動販売機設置箇所別月別売上本数
- (3) グリッピーデザイン
- (4) 緑化普及啓発ステッカー
- (5) 福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託仕様書
- (6) 福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託要領

12 その他

- (1) 提案書等に虚偽の記載をした場合においては、当該年度の本案件はもとより次年度以降の案件においても失格の措置を行うことがあります。
- (2) 提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、審査以外に応募者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出された提案書等は返却しません。
- (5) 提出された提案書等は、福岡市情報公開条例に基づく開示の請求が福岡市を通じてあった場合は原則的に公開します。

13 お問い合わせ先

〒810-0033 福岡市中央区小笹5丁目1番1号 (福岡市植物園緑の情報館2階)
 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 総務課 [担当] 片岡・丸山
 電話 092-260-8815

① 応募申込書 兼 販売手数料率及び最低年間保証額提案書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
理 事 長 様

住 所

氏 名 印

下記の業務委託について、募集要項の各条項を十分理解し、承知のうえで必要書類を添えて次のとおり申し込み、販売手数料率及び最低年間保証額を提案します。

また、募集要項の「2.応募資格要件」に定める要件をすべて満たしていることを誓約します。

なお、最優秀提案者の審査決定については、一切異議を申し立てません。

委託業務名 福岡市公園等施設内自動販売機設置運營業務委託

提案 販売手数料率 %

提案 最低年間保証額 円

※注意事項

- 1 提案販売手数料率及び提案最低年間保証額は、アラビア数字で記入してください。
- 2 毎月の売上額に提案の販売手数料率を乗じて得た額を販売手数料として翌月の15日までに納入していただきます。ただし、毎月の販売手数料の年間合計額が「提案最低年間保証額」に満たなかった場合は、その差額を追加して納入していただきます。

証明書類等

- 1 国税及び地方税に滞納がないことの証明書（・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に滞納がないことの証明書・市税に滞納がないことの証明書）
- 2 会社概要
- 3 直近の決算書
- 4 ア 法人の場合 登記事項証明（履歴事項全部証明書）
イ 個人の場合 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- 5 役員名簿（代表者及び役員の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記載）
- 6 募集要項の「2 応募資格要件の③」に該当する契約等について記載してください。

自動販売機設置運營業務の施設名称等	発注者	契約期間等

② 設置運營業務委託の体制等について

自動販売機の設置スケジュール，空き容器回収，問い合わせや苦情（特に，土・日・祝祭日），つり銭切れ等への対応，事故や盗難への対応，商品補充（大規模公園のイベント時対応）などの販売管理や売上報告等の管理体制について，できるだけ具体的に記載してください。

ア．自動販売機の設置スケジュール

イ．空き容器回収

ウ．問い合わせや苦情への対応

エ．事故や盗難への対応

オ．商品補充などの販売管理や売上報告等の管理体制

③ 設置する自動販売機の特徴等について

設置する自動販売機の地域・社会貢献性，利便性，省エネ対策，インバウンド対応，電子決済機能，災害対応機やその他の特色などについて，できるだけ具体的に記載してください。